

# ファーストでんさいネット利用規定

## 富山第一銀行

本規定は、株式会社 全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」という。)が提供する電子記録債権に係る電子記録に関する業務(以下「電子債権記録業」という。)において、当行が提供する「でんさいネット」への接続サービス(以下「本サービス」という。)の利用について必要な事項を定める。

なお、本規定に定めがない事項については、「(株)全銀電子債権ネットワーク業務規程」(以下「業務規程」という。)および「株式会社 全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」(以下「業務細則」という。)によるものとする。

### 第 1 条(反社会勢力との取引拒絶)

本サービスは以下のいずれにも該当しない場合に利用することができ、一にでも該当する場合には、当行は本サービスの利用を拒絶するものとする。

①本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった。た時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、および次のいずれかに該当した場合

イ.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

ニ.暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ホ.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②本人が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一にでも該当する行為をした場合も該当する行為をした場合

イ.暴力的な要求行為

ロ.法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為ホ.その他前各号に準ずる行為

### 第 2 条(利用申込)

①本サービスを申し込む場合は、当行所定の書面により、必要事項を届出るものとする。

②当行は、利用申込書の記入事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は、契約者に対して利用者番号等を記載した通知書を届出住所へ郵送する。

③当行は、利用申込者の取引実績、業務内容等を総合的に判断し、本サービスの利用を承諾しない場合がある。

④利用契約は第 2 項の通知に記載された利用開始日にその効力を生ずる。

- ⑤ 利用契約の締結を持って、本サービスに伴う口座間送金決済に関する契約を締結したものとする。。
- ⑥ 債権者利用限定特約の付与を希望する場合には「ファーストでんさいネット利用申込書(兼手数料引落依頼書)」の利用区分欄にチェックを付す。

### 第 3 条(申出による利用契約の解約)

- dfh① 本サービスの利用契約の解約を希望する場合は、当行所定の書面を提出する。
- ② 前項の届出は、対象となる利用契約に係る電子記録債権の全部が消滅したことを支払等記録によって確認したときにその効力を生ずる。

### 第 4 条(当行またはでんさいネットからの利用契約の解除)

- ① 本サービスの利用者に以下に掲げる事由が一つでも生じた場合には、当行またはでんさいネットは当該利用者との利用契約を解除することができる。
  - イ. 利用者がでんさいネットにおける取引停止処分を受け、または本規定、業務規程および業務細則に繰り返し違反し、または違反した状態が継続する等、当行及びでんさいネットの運営を損なう行為があったとき
  - ロ. 破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合
  - ハ. 個人である利用者が死亡したとき
  - ニ. 公序良俗に反する行為を行ったとき
  - ホ. 決済口座が強制解約されたとき
  - ヘ. 利用者の責めに帰すべき事由により所在不明になったとき
- ② 前項の契約解除は当行またはでんさいネットが通知する解除日にその効力を生ずる。
- ③ 前項の通知は郵送にて行う。

### 第 5 条(個人である利用者が死亡した場合の取扱い)

- ① 当行は、利用者が死亡したことを知ったとき、死亡した利用者の本サービスにかかる取引をすべて停止する。
- ② 当行は、利用者が死亡したことを知ったとき、死亡した利用者を債権者とする電子記録債権の債務者または、死亡した利用者を債務者とする電子記録債権の債権者に対してその旨を通知する。
- ③ 相続人等は、当行所定の書面により自らが死亡した利用者の地位を承継した旨を届出ることとする。
- ④ 前項の届出をした利用者は、業務規程第 22 条第 1 項第 6 号に掲げる記録請求を行うことができる。
- ⑤ 死亡した利用者に本サービスに係る電子記録債権が存在しない場合には、本サービスの利用契約を解除する。

### 第 6 条(債務者利用停止措置)

- ① 当行は、利用者が次に掲げる事由に該当するときには、当該利用者を債務者または保証人とする発生記録または保証記録(譲渡記録に係る保証記録の請求を除く)の請求を停止する措置(以下「債務者利用停止措置」という)をとることができる。
  - イ. 本規定、業務規程および業務細則等に違反した場合
  - ロ. 業務規程第 49 条に定める取引停止処分を受けた場合

#### ハ.その他当行が特に必要と認める場合

- ②当行は前項の債務者利用停止措置を受けた利用者について、業務細則第10条に定める期間を経過した後は、債権者利用限定特約を締結した利用者として取扱うものとする。
- ③業務細則第10条に定める期間を経過した後は、当該利用者は当行所定の書面にて債権者利用限定特約の解除を申出ることができる。
- ④前項の申出を受けた場合、当行は利用申込時に準じた審査を行う。

#### 第7条(利用者の申出による利用制限措置)

- ①本サービスの利用者は、当行所定の書面により業務規程第22条1項9号の定める利用制限を申出ることができる。
- ②前項の利用制限の解除をする場合は、当行所定の書面にて申出のものとする。

#### 第8条(利用者登録事項の変更)

- ①利用者は、利用者登録事項に変更が生じた場合は、当行所定の書面により、遅滞なく届出をしなければならない。ただし、第2項の届出がされた場合にはこの限りでない。
- ②法人の合併または分割により利用者登録事項に変更が生じた場合、合併または分割により利用契約の地位を承継したものは、当行所定の書面により、遅滞なく利用契約の地位を承継した旨を届出なければならない。この場合においては、承継した利用契約に係る取引停止処分その他の制限等を承継するものとする。
- ③前項の届出を受けた場合、当行は利用申込時に準じた審査を行う。
- ④利用契約の承継者が本規定第1条の要件を満たさない場合、当行は利用契約を解除する。

#### 第9条(破産手続開始等の届出)

利用者は、破産手続開始の決定その他、業務細則第12条に掲げる事由が生じた場合、遅滞なく届出なければならない。

#### 第10条(電子記録の請求)

- ①記録請求は、第10条に定める場合を除き、当行の法人向けインターネットバンキングにより、インターネットで行う。
- ②法人向けインターネットバンキングでの本サービスの操作方法については、別紙「でんさいネット操作マニュアル」に従う。

#### 第11条(変更記録の請求)

- ①変更記録の請求は当行所定の書面により行う。
- ②業務細則第23条4項に定める変更記録の請求については、当行の法人向けインターネットバンキングにより、インターネットで行うことができる。

#### 第12条(電子記録の訂正および回復)

当行は、次に掲げる事由に該当する場合には、電子記録の訂正を行う。ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限る。

- イ.電子記録の請求にあたり、当行およびでんさいネットへ提供された情報の内容と異なる内容の記録がされている場合
- ロ.請求がないのに電子記録がなされている場合

ハ.でんさいネットが自らの権限により記録すべき事項について、記録すべき内容と異なる記録がされている場合ならびにその記録がされていない場合

#### 第 13 条(決済)

- ① 電子記録債権の支払期日における支払いは、口座間送金決済によるものとする。
- ② 当行は次に掲げる場合には、口座間送金決済を行わない。
  - イ.法令または最高裁判所規則に基づく電子記録債権に関する強制執行等の書類の送達があった場合
  - ロ.利用者により、当行所定の書面にて口座間送金決済の中止の申出があった場合
- ③ 電子記録債権の支払期日において複数の電子記録債権の引落としがある場合ならびに、電子記録債権以外の引き落としがある場合、引落としの順序は当行の任意とする。

#### 第 14 条(支払不能処分制度)

- ① 当行は、債務者の信用に関しない事由その他業務細則第 43 条 1 項に掲げる事由により支払不能となった電子記録債権があった場合には、第 0 号支払不能事由として直ちにでんさいネットへ通知するものとする。
- ② 当行は、資金不足その他業務細則第 43 条 2 項に掲げる事由により支払不能となった電子記録債権があった場合には、第 1 号支払不能事由として直ちにでんさいネットへ通知するものとする。
- ③ 当行は、債務者の申し出により口座間送金決済を中止することができる事由として、業務細則第 43 条 3 項に掲げられた事由により支払不能となった電子記録債権があった場合には、第 2 号支払不能事由として直ちにでんさいネットへ通知するものとする。
- ④ でんさいネットは、第 1 号および第 2 号支払不能事由として通知された電子記録債権の支払期日から起算して、6 か月以内の日を支払期日とする他の電子記録債権に係る第 1 号および第 2 号支払不能事由が参加金融機関から通知された場合は、当該利用者に対し債務者利用停止措置を課す。
- ⑤ 前項の債務者利用停止措置は、電子記録債権の債務者利用停止措置をその内容とし、2 回目の支払不能電子債権の支払期日から起算して 2 年を経過する日までを継続する。
- ⑥ 当行は、前項の取引停止処分期間中の利用者に対しては、与信取引を行わない。

#### 第 15 条(支払不能に関する異議申立)

- ① 本サービスの利用者は、前条に定める支払不能について、第 2 号支払不能事由について当行ならびにでんさいネットに対して異議申立をすることができる。
- ② 異議申立は、当行所定の申立書を提出し、かつ、異議申立預託金の預け入れがあったときにその効力を生ずる。
- ③ 異議申立預託金は、当行が指定した日時までに、当行指定の口座に入金する。
- ④ 第 2 号支払不能事由が、業務細則第 42 条 2 項に掲げられる電子記録債権の不正作出である場合には、異議申立に合わせて、当行所定の書面により異議申立預託金の預け入れ免除の申請をすることができる。

#### 第 16 条(記録事項等の開示)

- ① 本サービスの利用者は、当行を通じてでんさいネットに対し、業務規程第 57 条に定める事項について、記録事項の開示を請求することができる。
- ② 前項に定める開示は、当行の法人向けインターネットバンキングにより、インターネットで行う。

- ③利用契約を解約し、または解除された元利用者は業務細則第5条に定める事項について開示を請求することができる。

#### 第17条(記録請求に際して提供された情報の開示)

- ①本サービスの利用者は、当行を通じてでんさいネットに対し、業務規程第59条に定める事項について、提供情報の開示を請求することができる。
- ②前項に定める開示は、当行の法人向けインターネットバンキングにより、インターネットで行う。

#### 第18条(手数料等)

- ①本サービスの利用者は、当行の「手数料一覧表」に従い利用手数料を支払うものとする。
- ②手数料の支払は指定口座からの自動引落とする。
- ③「手数料一覧表」は事前に通知なく変更する場合がある。
- ④本項に定める手数料の支払がなされない場合、当行は、当該利用者との利用契約を解除することができる。

#### 第19条(免責事項)

- ①本サービスに係る請求に関する書類等に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱った場合には、それらの書類等について偽造、変造、その他いかなる事故があっても、それにより利用者に生じた損害について当行は責任を負わない。
- ②本サービス利用に際して顧客から送信された利用者ID・パスワードと当行に登録された利用者ID・パスワードとが一致したことを確認した場合には、ID・パスワードの不正使用その他事故等が発生し、それにより利用者に生じた損害について当行は責任を負わない。
- ③本サービス利用に際して顧客から利用者の届出がなされなかった場合または、届出の内容に誤りがあった場合には、それにより利用者に生じた損害について当行は責任を負わない。
- ④当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害が生じた場合には、それにより生じた損害について当行は責任を負わない。
- ⑤当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、でんさいネットが受信または送信した情報に誤り、遅延、欠落等が生じた場合には、そのために利用者に生じた損害について、当行に故意または重大な過失があるときを除き、当行は責任を負わない。
- ⑥当行は公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス等がなされたことにより利用者の取引情報が漏えいした場合には、そのために利用者に生じた損害について当行は責任を負わない。

#### 第20条(規定の変更等)

- ①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。